



こども予防接種週間

3/1～7はこども予防接種週間です。

●予防接種はいつ受ける？

感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。健やかな成長のため、適切な時期に受けましょう。

●予防接種の目的は？

妊娠期間中にお母さんからもらった免疫は、自然に減っていきます。お子さんが自分で免疫をつくって、感染症から守れるよう、手助けするのが予防接種です。定められた時期を延期すると、感染症にかかるリスクが高くなるので、注意が必要です。

ワクチンで防ぐことができる感染症の発生やまん延の予防にもなるため、自分のお子さんだけでなく、周りのこどもも守ることになります。

●確認してみましょう

入学や入園の前に、ぜひ、母子健康手帳の予防接種の記録のページを確認してください。まだ、接種が完了していない予防接種があれば、この機会に受けましょう。

問健康福祉課 健康支援係

☎(84) 0006(直通)



狂犬病予防集合注射

3月中に、飼い犬の登録をされている方へ狂犬病予防注射のご案内のはがきを送付します。町が実施する集合注射や動物病院で毎年1回、予防注射を必ず受けましょう。

●令和8年度狂犬病予防集合注射

接種会場が変更になっていますので、ご注意ください。

①保健センター

4/3(金)13:30～15:00

②保健センター

4/5(日)9:00～10:30

③原宿台2丁目集会所

4/5(日)11:00～12:00

●持ち物

はがき、狂犬病予防注射(3,000円)、注射済票交付手数料(350円)

※町に飼い犬の登録をしていない方は、登録料2,000円が追加で必要となります。

●集合注射時の注意

- ・お釣りがないように料金をお持ちください。
- ・保健センターで接種する場合は、車に乗ったまま接種ができるドライブスルー接種もあります。
- ・犬の体調不良等で注射ができない場合があります。

問産業課 暮らし環境係

☎(84) 2582(直通)



ごかの お知らせ

役場の代表電話は
☎0280(84)1111です

No. 606

お知らせ



町での所得の

確定申告は3/16まで

まだお済みでない方は、必ず申告をしてください。

●無申告によって起きる問題

- ・申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、さかのぼって課税され加算税や延滞税がかかる場合があります。さらに、過年度分の納期限は複数回ではなく1回限りのため、納税の負担が大きくなります。
 - ・前年所得を算定の基礎とする税(町県民税、国民健康保険税等)の正確な課税ができません。
 - ・所得証明書等の交付ができないため、さまざまな手続きに支障をきたします。
 - ・所得判定を要するさまざまな行政サービスが受けられません。
- 所得の申告は義務付けられており、無申告である場合の不利益は本人だけでなく、ご家族(世帯員)へもおよぶ可能性があります。申告義務のある方は、必ず所得の申告をしてください。

詳しくは、町公式ホームページをご確認ください。

問町民税務課 課税係

☎(84) 1966(直通)

